

9. その他 質疑書・回答書

質疑番号	資料番号	資料ページ番号	質問	回答
1	参加表明書等に関する質疑回答書	No.28	質疑番号28において貴市は、「・・・記載している各社が、企業体結成に必要な諸条件、本件事業を遂行する技術的能力と財務内容を有することを、本市が保証するものではありません」と回答を頂いておりますが、実際に優先交渉権者に選定され、別紙4に記載されている企業との交渉において、技術的能力や財務内容を有しない場合や、企業体運営に必要な社員の派遣や出資金の拠出などの面において、全ての企業と条件の交渉が成立しない場合の取り扱いについての見解をお示し下さい。	実施要領「I7(2)」及び「I9」に記載のとおり、別紙4に記載の市内業者及び準市内業者の中から4者以上を選定してJVを結成することとしています。また、交渉成立が3者以下となった場合には、その経過と結果を市に報告し、市がヒアリング等を実施したうえで妥当と判断すれば、建築業者1者以上を含む1者以上3者以下とJVを結成することも可としています。 以上のことから、すべての者と交渉が成立しない場合は、I7の要件を満たさなくなるため、優先交渉権を失い、次点者に優先交渉権を与えるものとします。
2	実施要領	2	実施要領 I.3.(8) 実施要領の事業スケジュールに記載されている建設工事期間と、基本設計説明書A96図(概略工事工程)の工事期間が相違しております。実施要領を正とし、工事期間は令和4年6月1日～令和6年11月30日と考える宜しいですか。	よろしいです。
3	実施要領	2	実施要領 I.3.(8) 事業スケジュールについて、確認申請は令和4年6月提出後、6月末までに認可されるものとし、同年7月1日から造成工事および新築工事着工が可能なものと考えて宜しいですか。	よろしいです。
4	実施要領	2	上記確認申請の他、開発申請等の許認可の詳細スケジュールを御提示下さい。	確認申請は令和4年9月末確認済証を受領予定、開発申請はありませんが各種都市計画法の届出は令和4年5月末許可を受領予定です。
5	実施要領	5	実施要領 I.6.(2)エ② 今回の新免震システムを採用し施工した場合、受注者に対して他者の特許侵害、或いは特許の実施料支払が生じるものではないと考えて良いでしょうか。	よろしいです。開発者で特許取得済みです。
6	実施要領	5	実施要領 I.6.(2)エ② 新免震システムおよび性能・挙動を確保するための試験方法について特許権を取得しない場合、将来においても他者・他国から請求を受けない対応を取り組むものと考えてよろしいですか。	よろしいです。 試験方法については、設計者、開発者及び提案者での今後の協議により具体的な方法を決定しますが、その内容によって必要な場合は、特許権取得について対応するものとします。
7	実施要領	5	実施要領 I.6.(2)キ 三者協議会の開催頻度をご教示願います。 (毎週開催若しくは隔週開催など)	隔週程度を検討しています。
8	実施要領	18	実施要領 V.2.(2) 式典費用について、起工式は施工者負担、竣工式は施主負担と考えて宜しいですか。	よろしいです。
9	実施要領	18	上記起工式における出席予定人数を御指示ください。	50人程度とします。
10	実施要領	19	実施要領 VI.1.(2) 技術提案書に記載されたスケッチ等の範囲についてビデオプロジェクター用静静止画像ですが、動画の使用は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
11	造成	G-056	場内仮置き土のクリコートについて、仮置き土量や仮置き期間など必要となる基準を御指示ください。	実施設計にて協議調整とします。
12	造成	G-056	場外仮置き土について、クリコートの要否は施工者判断と考えて宜しいですか。	よろしいです。